

動物福祉と畜産規制

米国と豪州の2事例にみる動物愛護団体の運動

主任研究員 平澤明彦

1 はじめに

欧米先進国では動物福祉の運動が勢いを増しており、畜産業界と動物愛護団体の対立が生じている。本稿は現在問題となっている2つの事例を紹介する。

2 米国：家畜の監禁禁止

HSUS(米国動物愛護協会、Humane Society of the United States)は1954年に設立された米国最大の動物愛護団体であり、その規模は、会員数1,109万、職員数470名、年間歳入1億3,100万ドル(2008年、年次報告書による)である。

その使命はすべての動物にとって人道的で持続可能な世界を創造することであり、畜産に関しては、家畜の待遇改善と、屠畜・肉食の削減をうたっている(政策綱領による)。

HSUSは現在、繁殖母豚、肉用仔牛、採卵鶏(注1)が個体ごとに狭い囲いの中で飼養されており、身動きできないのは非人道的であるとして改善を求める運動を展開している。畜産大手や需要側の食品メーカー、レストランチェーン、小売など個別大手企業に働きかけて利用を廃止させているほか、州法による禁止にも取り組んでいる。

その結果、すでに米国の6州で法律による規制が実現した(第1表)。08年11月にカリフォルニア州の住民投票「提案2」で可決された家畜虐待阻止法は最も包括的であり、繁殖母豚、肉用仔牛、採卵鶏が「自由に回り、横になり、立ち上がり、四肢を完全に伸ばす」ことができるよう定めている。またコロラド

第1表 米国における家畜の監禁禁止

年月日	州	決定方法	実施年		
			繁殖母豚	肉用仔牛	採卵鶏
09.5.12	メイン	州議会	2011	2011	
08.11.4	カリフォルニア	住民投票	2015	2015	2015
08.5.14	コロラド	州議会	2018	2012	
07.6.28	オレゴン	州議会	2012		
06.11.7	アリゾナ	住民投票	2012	2012	
02.11.5	フロリダ	住民投票	2008		
EU(各規制の対象は米国より広範)			(2003) (2013)	(1998) (2006)	(2003) (2012)

資料 各条文より作成

(注) アリゾナとEU(仔牛)は実施年の12月31日、フロリダは11月5日、それ以外は1月1日より実施。EUの括弧内は当該設備の新設・再建禁止。

州の農業界は正面对決を避け、採卵鶏(注2)の除外などHSUSの住民投票提案よりも穏やかな規制法を作る道を選んだ。

HSUSは、さらに複数の州で同様の法律を成立させようと運動を進めている。マサチューセッツ州では、09年1月に下院で3畜種すべて(カリフォルニア州と同様)を含む法案が導入された。オハイオ州ではHSUSが農業団体に対して、コロラド州と同様にHSUSの要望を反映した法律を作るよう求め、できない場合は住民投票を実施すると圧力をかけた。それに対して州議会は先手を打って動物福祉に関する権限を有する家畜飼養基準委員会(動物愛護団体の発言力は限られている)の設立を提案し、09年11月に州憲法改正の住民投票を実施する予定である。

3 豪州：羊の臀部処置廃止

PETA(動物の倫理的扱いを求める人々の会、People for the Ethical Treatment of Animals)

は1980年に設立された。本拠地は米国であるが、欧州やアジアにも支部がある。会員・支持者は2百万人以上、08年の歳入額は3,400万ドル（うち9割は寄付）である。その原則は、動物を人間の食用、衣料、実験、娯楽に使うことの否定である。有名人を標的としたキャンペーンや潜入撮影、裸でのデモなどの派手な活動で知られる。

豪州は羊毛のほとんどを輸出する主要な輸出国（世界シェア4割）である。従来、蛆虫の害を防ぐため羊の臀部の皮を切除する処置「ミュールジグ」が一般的に行われてきた。

PETAは、この処置が残酷であるとしてその廃止を求める国際的な不買運動を展開している。04年以来、欧米の国際的な大手衣料品小売業者を標的に不買運動の圧力をかけ、豪州産羊毛を使わない約束を取り付けた。参加業者の数は次第に増えていった。

それに対して、豪州の羊毛業界は04年11月に2010年までのミュールジグ廃止を約束する一方、PETAに対する訴訟を起こした。07年6月には両者の合意が成立し、訴訟の取り下げと引き換えにPETAは特定業者に対する不買運動を一時停止した。

しかし、PETAは豪州羊毛業界が約束を守っていないと主張し、08年2月から新たな不買運動が始まった。3月には動物福祉に関する関心の高いスウェーデンでテレビのドキュメンタリー番組が放映され、その中でスウェーデン農相がミュールジグを非難した。こうした動きを受けてスウェーデンでは19社、

（注1）EUではいずれもより広範な規制が導入されており、ドイツ、スイス、スウェーデン、オーストリアではバタリーケージ養鶏が禁止されている。

（注2）1990年から2008年の間に、HSUS（ないしその関連団体）は動物愛護にかかわる州の住民投票を39回実現し、うち28回を制している。

欧州では約60社が豪州産羊毛の取扱いを再考（08年3月7日付ABC Rural）する事態となり、スウェーデンと豪州の間で外交問題化した。不買運動にはファッション衣料や大手スポーツ用品メーカーが加わっていった。09年には欧州へ製品を輸出する中国企業からも非ミュールジグ羊毛の需要が高まり、ミュールジグ廃止の要請がなされた。

豪州側は対応を急いでいる。08年8月から分別競売を導入したほか、非ミュールジグの仔羊は09年に54%に達した（08年は32%）。ただし、当面の有力な代替措置であるクリップの使用はPETAに反対されている。長期的には臀部の皺を減らす羊の品種改良が解決策になる見込みである。

その後、09年7月に羊毛業界団体AWIは代替技術開発の遅れを理由として2010年までの廃止を撤回し、期限を定めずに技術開発の進展に沿って廃止していく新方針を発表した。すでに一部の衣料品メーカーは懸念を表明しており、混乱が予想される。

4 おわりに

動物愛護団体は法改正や大口需要者への働きかけによって大きな影響力を行使できる。本稿ではやや極端とも思える象徴的な事例を取り上げたが、より一般的に欧米では動物福祉への対応が重要になっている。

動物福祉の世界的な動きとしては国際動物衛生機関(OIE)が国際指針を作成中であり、また日本でも(社)畜産技術協会が飼養指針を作成中である。日本の畜産にも次第に動物福祉の影響が強まっていくであろう。

（ひらさわ あきひこ）